

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.006

処 分 名	住宅以外の用途の併用の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者は、市営住宅以外の用途に使用してはならないが、市長の承認を得たときは当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 23 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 32 条
審 査 基 準	市営住宅の入居者は、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、「市営住宅併用等承認申請書」に併用内容を記載した書面等を添付して市長へ提出し、承認を得なければなりません。
標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階住宅政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■市営住宅条例

(用途変更の禁止)

第23条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

■市営住宅条例施行規則

(併用の承認)

第32条 市営住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という）は、条例第23条ただし書きの規定により市営住宅の併用について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅併用承認申請書（様式第21号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づく承認をする場合は、市営住宅併用承認書（様式第22号）を交付して行うものとする。